

熊本県司法書士会役員等選挙規則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、熊本県司法書士会（以下「本会」という）会則（以下「会則」という）第28条第3項及び第48条第5項の規定により、役員及び綱紀委員（以下「役員等」という）の選任を公正に行うため必要な事項を定める。

(役員等の選挙)

第2条 会長、副会長、理事、監事及び綱紀委員の選任は選挙による。

(選挙権者)

第3条 選挙権者は、選挙の行われる総会に、現に出席している会則第5条第2項に定める会員（以下「司法書士会員」という）の会員とする。

(被選挙権者)

第4条 被選挙権者は、次の司法書士会員とする。

- (1) 立候補した者
- (2) 5名以上の司法書士会員から候補者として推せんを受けた者

(選挙区及び定数)

第5条 総会において選任する役員等の数は、次のとおりとする。

会 長	1名
副会長	3名
理 事	15名
監 事	3名
綱紀委員	10名

2 前項の役員等のうち理事及び綱紀委員について、それぞれ定める員数は、各支部の区域を選挙区と定め、当該支部内の候補者につき、同支部内の選挙権者が選挙する。

- (1) 理事10名（熊本支部選挙区3名、その他の支部選挙区1名宛とする）
- (2) 綱紀委員10名（熊本支部選挙区3名、その他の支部選挙区1名宛とする）

3 会長、副会長、監事及び前項1号で定めた員数を除く理事については、本会の区域を選挙区として選挙する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第6条 本会に選挙に関する事務を管理執行するため選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員の選任)

第7条 委員は、役員等、及び綱紀委員でない司法書士会員のうちから理事会の承認をえて会長が委嘱する。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、委嘱されたときから2年間とする。但し、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。

- 2 補欠または、増員により選任された委員の任期は他の委員の残存期間と同一とする。

(委員会の職務)

第9条 委員会は、次の各号に定める事務を行う。

- (1) 選挙に関する告示
- (2) 立候補及び候補者の推せんまたは候補の辞退の届出の受理
- (3) 選挙公報の発行
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 当選者の確定
- (6) その他選挙事務の管理に必要と認められた事項

(委員会の組織・運営)

第10条 委員会は委員7名以内をもって組織する。

- 2 委員長、副委員長各1名は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、その事務を統理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 委員会は、委員長が招集する。ただし、最初の委員会は会長が招集する。
- 6 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数を決する。可否同数のときは、委員長が決し、委員長は当初の表決に加わらない。
- 7 委員会は、書面により決議を行うことができる。表決の可否は、前項に準じて決し、結果は、委員長より各委員に通知する。

(選挙告示と通知)

第11条 委員会は、選挙期日から30日前までに次の事項を本会の事務所に告示すると会員に通知する。

- (1) 選挙する役職名及び定数
- (2) 選挙期日及び場所
- (3) 立候補及び推せんの届出期間
- (4) その他必要と認められた事項

(委員の資格喪失)

第12条 委員が、候補者になったときは、その資格を喪失する。

第3章 候補者

(候補者の届出)

- 第13条 候補者となろうとする者及び候補者を推せんしようとする者は第11条により告示された届出期間内に付録様式(1)及び(2)により委員会に届出なければならない。
- 2 候補者の推せん届出には付録様式(3)により候補者の承諾書を同時に提出しなければならない。
 - 3 理事について第1項による届出をする者は、第5条第1項1号によるもの、または同条第2項によるものの区別をあきらかにしなければならない。

(重複候補の禁止)

- 第14条 役職の1つについて候補者となった者は、同時に他の役職の候補者となることはできない。

(候補の辞退)

- 第15条 候補者が、その候補を辞退しようとするときは、第11条により告示された候補者の届出期間内に付録様式(4)により委員会に届出なければならない。
- 2 前項により候補を辞退しなかった者が当選したときは、当該役職に就任承諾をしたものとする。

(候補者の告示)

- 第16条 委員会は、候補者の届出を受理したときは、直ちに候補者の氏名、所属支部及び候の役職名を本会の事務所に告示しなければならない。
- 2 第15条による辞退の届出があったときも同様とする。
 - 3 候補者の届出期間が終了したときは、前2項により告示された内容を委員会から各支部長に通知する。

第4章 投票及び開票

(選挙の方法)

- 第17条 選挙は、投票の方法により、総会会議場において行う。

(投票の方法)

- 第18条 投票は、役職毎に1人1票とし、無記名式による。
- 2 投票は、役職毎に候補者に対し行う。
 - 3 投票用紙は、付録様式(5)により委員会が調製し、投票所で選挙権者に交付する。
 - 4 投票用紙には、候補者の氏名をあらかじめ記載し、氏名の上部に 印を付する空欄を設ける。
 - 5 投票は、前項の空欄に 印を付して行い、その数は、選挙定員まで付することができる。

6 委員会の委員長は、投票の開始及び締切を選挙権者に宣言して通告するものとする。

(無効投票)

第19条 委員会は、次の各号に掲げる投票を無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いなかったもの。
- (2) 記載内容を確認できないもの。
- (3) 前条第5項による記載方法によらない記載があるもの。

(開票)

第20条 開票は、委員会が定めた場所で委員会が行い、選挙権者のうちから、総会議長が指名する3名以上、8名以内の立会人が立会わなければならない。

(当選者の確定)

第21条 各役職別毎の有効投票数のうちから選挙定数に満つるまで得票数の多い者から順次当選者とする。

- 2 会長候補者について、有効投票の過半数を得た者がいないときは上位2名について再投票を行う。なお、上位2名が確定できないときも同様とする。
- 3 得票数が同数であるために当選者の確定ができないとき及び前項の結果同数となったときは抽選を行う。

(無投票当選等)

第22条 候補者の数が選挙定数と同数またはそれ以下の場合には、投票を行わず無投票当選とする。

- 2 候補者がいないとき、または選挙定数に満たないときは、選挙定数に満つるまでの員数につき、選考委員会の選考を経て総会の承認により選任することができる。
- 3 前項による選任がなされないとき、又は、総会が前項によらないとしたときは、あらたに選任された会長が指名し、総会の承認により選任することができる。

(結果の報告)

第23条 当選者が確定したとき及び前条による選任が決定したときは、委員会は、総会の議場において、役職別毎にまたは選挙区別毎に投票総数ならびに有効投票及び無効投票の数、ならびに候補者全員の得票数及び当選者の氏名と支部名、その他必要と認められた事項を報告しなければならない。

(繰上当選)

第24条 当選者が選挙の日から起算して6ヶ月以内に辞任、退任したときは、当選者の次に多数得票した者が、その者に代って当選者となる。

(補欠選任の特例)

第25条 第5条第1項の規定により選任された者が任期中、辞任したときは、理事会の議決を経て、その定める方法により当該選挙区における補欠選任を行うことができる。

- 2 前項による選任がなされたときは、選任後の最初の総会において承認を受けるものとする。

(選挙定数の不補充)

第26条 選挙定数に満たないとき、または欠員が生じたときは、次期定時総会まで、それを補充しないことができる。ただし、会則に定める役員定数を欠くときは、この限りでない。

第5章 選考委員会

(選考委員会の組織・運営)

第27条 第22条第2項の選考委員会は、熊本支部司法書士会員の中から3名、その他の支部司法書士会員の中から各1名宛、総会で選任された選考委員をもって組織する。

- 2 選考委員会は、委員の互選により委員長を選出し、委員長は、選考委員会を代表し、その事務を統理する。
- 3 選考委員会の決議は、選考委員の3分の2以上が出席し、その過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。ただし当初の表決に委員長が加わらない。
- 4 選考委員会は、選挙管理委員会委員長が招集する。選挙管理委員会は、選考委員会の任務が終了したと認めるときは、これを解散する。
- 5 選考委員となった者は、選考の対象から除外される。
- 6 選考委員会または、選考委員であったものは、選考の経過及び内容についての秘密を洩らしてはならない。

(会長の意見陳述)

第28条 あらたに選任された会長は、選考委員会に出席して、意見を述べることができる。

第6章 選挙運動

(選挙の倫理)

第29条 選挙のための運動は、公明正大を旨とし、会員としての品位を汚してはならない。

- 2 委員会は、選挙運動の方法につき、必要があると認めるときは、制限を加えることができる

第7章 異議の申立

(異議の方法)

第30条 選挙の方法、委員会の決定その他この規則に基づく選任に関して異議のある者は、当該選任が行われる総会に異議を申立て、その総会において可否の決定を求めるものとする。

- 2 前項の異議申立は、異議の趣旨、理由及び異議申立人を明記した文書を総会議長に提出して行う。

第8章 雑則

(文書の保存)

第31条 選挙に関する文書は、当該選挙事務の終了後3年間保存しなければならない。

(規則の改廃)

第32条 この規則の制定・改廃は、総会の承認を得なければならない。

(理事の特例)

第33条 理事について、第14条、第16条、第18条、第21条、第22条の適用は、第5条第2項1号によるもの、または同条第3項によるものを、それぞれ役職の一つとみなす。

附 則

1 この規則の施行期日は別に理事会で定める。(昭和54年2月7日)

附 則

1 この改正規則は、昭和61年4月21日から施行する。

附 則

1 この改正規則は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、第5条第1項及び第2項第2号に定める役員等の定数及び選挙区は、施行後最初に開催する定時総会における役員等の選挙から適用する。

付録様式(1)

立 候 補 届

私は、来る 年 月 日開催される熊本県司法書士会（ 第 回定時総会 臨時総会 ）において行われる役員等の選挙に、下記役職候補者として、立候補いたします。上記のとおりお届けする。

記

- 1 立候補する役職名
- 2 理事においては役員等選挙規則第5条第2項又は第3項の別

年 月 日

所属支部

氏 名

職印

熊本県司法書士会
選挙管理委員会
委員長

殿

推 薦 届

私共は、来る 年 月 日開催される熊本県司法
書士会（ 第 回定時総会
臨時総会 ）において行われる役員等の選挙に、
次の者を下記役職の候補者として推薦いたします。
上記のとおりお届けする。

記

- 1 推薦候補者の所属支部及び氏名
- 2 推薦する役職名
- 3 理事においては役員等選挙規則第5条第2項又は第3項の別

年 月 日

上記推薦者	所属支部	
	氏 名	職印
	所属支部	
	氏 名	職印
	所属支部	
	氏 名	職印
	所属支部	
	氏 名	職印
	所属支部	
	氏 名	職印

熊本県司法書士会
選挙管理委員会
委員長

殿

推 薦 承 諾 書

私共は、来る 年 月 日開催される熊本県司法書士会（臨時総会）において行われる役員等の選挙に、下記役職候補者として推薦を受けましたので、下記候補者となることを承諾いたします。

記

- 1 推薦を受けた役職名
- 2 理事においては役員等選挙規則第5条第2項又は第3項の別

年 月 日

被推薦者 所属支部
氏 名

職印

熊本県司法書士会
選挙管理委員会
委員長

殿

付録様式 (4)

辞 退 届

私共は、来る 年 月 日開催される熊本県司法書士会（臨時総会）において行われる役員等の選挙に
第 回定時総会
関し、下記役職候補者として（立候補し 推薦を受け）ましたが、今
般これを辞退します。
上記のとおりお届けする。

記

1 役職名

年 月 日

所属支部

氏 名

職印

熊本県司法書士会
選挙管理委員会
委員長

殿

